

「第3回技能実習法に係る関西地区地域協議会」について

技能実習法に係る関西地区地域協議会は、平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等をはかることを目的として開催しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、集合方式で開催するのではなく構成機関から提出された資料等を共有することをもって、協議会の開催に代えることといたします。

記

1. 協議会構成員

大阪労働局・滋賀労働局・京都労働局・兵庫労働局・奈良労働局・和歌山労働局
大阪出入国在留管理局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿地方整備局・近畿運輸局・神戸運輸
監理部
滋賀県警察本部・京都府警察本部・大阪府警察本部・兵庫県警察本部・奈良県警察本部
和歌山県警察本部
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
外国人技能実習機構大阪事務所

2. 協議事項等

- ・ 関西地区における技能実習制度の現状、課題等
- ・ 関西地区における令和2年度の技能実習制度適正化のための取組方針等

取組方針を除き資料は大阪労働局のホームページで原則公開する予定です。

【労使団体等からの意見を募集します】

内 容：技能実習制度に関する事、本協議会に関する事

募集期間：令和2年6月15日（月）～6月26日（金）

提出様式：任意の様式による

提出先：大阪労働局 労働基準部 監督課（担当：久米川、杉森）へ郵送又は持参により提出
（大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階）

- 1) 意見書は、提出される団体名以外の個人情報に記載せず、A4（12～14ポイント）で10ページ以内としてください。
- 2) 提出された意見書は、協議会の参考資料とさせていただきます。
- 3) 提出された意見書について、公開の可否も併せてお知らせください。